

宇部工業高等専門学校科目等履修生規則

制定 平成5年4月1日

改正 平成10年5月20日

平成19年1月16日

平成20年2月12日

平成22年12月7日

令和4年2月2日

(趣旨)

第1条 この規則は、宇部工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第45条第3項の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項について定めるものとする。

(履修科目)

第2条 科目等履修生が履修できる科目は、講義科目のみとする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第150条第1号から第5号の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- (4) 本校において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

2 専攻科に科目等履修生として入学することのできる者は、学則第50条の規定を準用するものとする。

(入学の時期)

第4条 科目等履修生の入学の時期は、原則として学則第4条第1項に規定する学期の始めとする。

(出願手続)

第5条 科目等履修生として入学を志願する者は、原則として入学する時期の2週間前までに、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、校長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願（別紙様式）
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業（修了）証明書
- (4) 現に職を有している者は勤務先所属長の承諾書

(入学の許可)

第6条 校長は前条の入学志願者について選考のうえ、入学を許可する。

2 入学を許可された者は、所定の期日までに、入学料を納付するとともに、誓約書を提出しなければならない。

(指導教員)

第7条 校長は、科目等履修生の指導・助言を行うため、指導教員を置くことができる。

(履修期間)

第8条 科目等履修生の履修期間は、当該年度内とする。ただし、科目等履修生の願い出により、校長が必要と認めるときは、1年以内に限りその期間を延長することができる。

2 前項の規定により延長を願い出るときは、所定の延長願を履修期間満了2週間前までに校長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により履修期間を延長するときは、検定料及び入学料は徴収しない。

(履修方法及び履修成績の評価)

第9条 科目等履修生の履修方法及び履修成績の評価については、宇部工業高等専門学校教務規則及び宇部工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則を準用する。

(単位修得証明書等の交付)

第10条 校長は、科目等履修生に対して、単位修得証明書等を交付することができる。

(授業料等の額)

第11条 検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則に定める額とする。

(授業料の納付)

第12条 科目等履修生の授業料は、所定の期日までに履修科目に係る全額を納付しなければならない。

2 授業料を納めない者は、除籍する。

(授業料等の不返付)

第13条 既納の検定料、入学料及び授業料は返付しない。

(退学)

第14条 科目等履修生が退学しようとするときは、所定の退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 本校の諸規則に違反した者、指導教員の指示に従わない者又は疾病その他やむを得ない事由により成業の見込みのない者に対して、校長は退学を命ずることがある。

(準用規定)

第15条 本学の学生に関する諸規則は、科目等履修生にも準用する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年5月20日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

